

令和 3 年中小企業実態基本調査における消費税込み参考表の推計方法について

1. 消費税込み推計の算出範囲

中小企業実態基本調査（以下「本調査」という。）において消費税込み推計の算出対象は、当該年の企業のフローに相当する損益計算書とし、以下の項目について推計を行った。

- ・売上高、売上原価、売上純利益、販売費及び一般管理費、営業利益、営業外損益、経常利益、能力開発費、付加価値額

2. 消費税設問の回答状況

本調査では、報告者の記入負担配慮や報告者の会計方法に応じ、消費税込みで回答できない場合は、消費税抜きの回答を許容している。令和 3 年調査において、消費税抜きで回答した企業の割合は 49%であり、概ね半数である。

3. 消費税込み推計方法の手順概要

本調査の消費税込み推計においては、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」（平成 29 年 3 月 29 日改定）（以下「改正ガイドライン」という。）に示された事項に準じ、推計作業では、「消費税抜き回答」の調査票に対して消費税額分相当の補正（消費税込み推計）を実施し、消費税込み回答及び無回答の調査票に対しては補正を行わず、全企業の推計値を消費税込みとして回答したと想定した場合の推計値を算出した。

本推計作業の手順は以下のとおり。

- (1) 手順 1：直接輸出を含む売上高から直接輸出額を除外したものを国内売上高とし、国内売上高に消費税率を乗じて消費税額を算出した。
なお、令和 2 年度実績値の消費税込み推計では、消費税率を 10%とした。
- (2) 手順 2：事業別売上割合を用いて、軽減税率適用産業か否かを判定した。
- (3) 手順 3：「不動産、物品賃貸事業」が主業の場合、産業小分類内訳第 1 位に記載された産業から課税事業か非課税事業かを判定した。小分類に記載されたコードで課税事業、非課税事業の判定ができない場合は、別途求めた消費税率（加重をかけた税率）を乗じて消費税額を算出した。
- (4) 手順 4：「不動産、物品賃貸事業」が副業の場合、調査票配布時の名簿（以下「名簿」という。）を確認し、名簿上の主業（産業小分類）から副業の産業小分類の判断ができれば、当該産業小分類に応じて課税事業、非課税事業を判断した。名簿で判断できない場合は、別途求めた「不動産、物品賃貸事業」の消費税率（加重をかけた税率）を乗じて消費税額を算出した。

4. 消費税込み推計方法の手順詳細

(1) 手順1：直接輸出額を除外し、国内売上高に限定して消費税額を算出

本調査では「モノの輸出額」を調査しており、当該輸出額は非課税として推計を行った。具体的には調査対象年の「モノの輸出額」は消費税で補正せず、売上高から「モノの輸出額」を差し引いた額のみを国内での取引額とみなし、消費税込み推計を行った。

なお、直接輸出を含む事業別売上割合である「製造品売上高、加工賃収入、情報通信事業の収入、卸売の商品売上高、小売の商品売上高、サービス事業（他に分類されない）の収入」に回答がある場合は、売上高から直接輸出額を除いたうえで、売上高を主業・副業の事業内訳に按分し消費税率を算出した。

消費税率は 10% として適用し、一部産業に対して実施された軽減税率は 8% として推計を行った。

(2) 手順2：事業別売上割合を用いて、軽減税率適用産業か否かを判定

軽減税率に関しては、特に最終消費者に対して軽減税率が適用されているとの観点から、以下のとおり、主業が「58 飲食料品小売業」（ただし、「585 酒小売業」は除く）、「77 持ち帰り・配達飲食サービス業」に属するものについて軽減税率 8% を適用した。

$$8\% \times \Sigma \text{（下記に該当する主業の割合} \times \text{産業小分類の割合）} \\ + 10\% \times (1 - \Sigma \text{（下記に該当する主業の割合} \times \text{産業小分類の割合）})$$

図表 1 軽減税率適用産業について

主業	小分類コード、名称
I（小売業）	581 各種食料品小売業
	582 野菜・果実小売業
	583 食肉小売業
	584 鮮魚小売業
	586 菓子・パン小売業
	589 その他の飲食料品小売業
M（宿泊業、飲食サービス業）	771 持ち帰り飲食サービス業
	772 配達飲食サービス業

(3) 手順3：「不動産、物品賃貸事業」が主業の場合の対応

産業小分類ベースで、課税と非課税が混在する場合（不動産業）は、平成 28 年経済センサス活動調査結果（※）の単独事業所の売上（収入）金額を細分類ベースの課税事業、非課税事業の割合で按分し、当該割合を用いて消費税率を算出した。

※ 令和 3 年経済センサス活動調査等大規模調査において、細分類ベースでの単独事業所の売上（収入）金額が公表された場合は、適宜、見直しを行い、最新の調査結果を活用する予定。以下同じ。

結果、「小分類 681 建物売買業、土地売買業」では消費税率を 4.4%、「小分類 691 不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）」では消費税率を 9.5% として、消費税額の算出を行った。

図表 2 「不動産、物品賃貸事業」の課税、非課税区分

主業	分類コード	分類名	ガイドラインによる 課税、非課税区分
K（不動産業、物品賃貸業）	681	建物売買業、土地売買業	－
	6811	建物売買業	課税
	6812	土地売買業	非課税
	691	不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）	－
	6911	貸事務所業	課税
	6912	土地賃貸業	非課税
	6919	その他の不動産賃貸業	課税

（4）手順 4：「不動産、物品賃貸事業」が副業の場合の対応

副業に産業小分類の課税と非課税が混在する場合は名簿の産業小分類を利用し、消費税の課税事業、非課税事業を判断した。名簿から産業小分類が判断できない場合は、平成 28 年経済センサス－活動調査結果の「不動産、物品賃貸事業」の細分類ベースでの単独事業所の売上（収入）金額を用いて、消費税率を算出し、「不動産、物品賃貸事業」の事業売上回答割合に乗じて消費税額を算出した。

結果、副業に「不動産、物品賃貸事業」があり、名簿情報から産業小分類が判断できない場合、「不動産、物品賃貸事業」の消費税率は 8.8%として、消費税額の算出を行った。

各費用項目の課税・非課税区分と消費税額の計算方法は以下のとおり。本内容に沿って、消費税込み推計を実施した。

図表 3 各費用項目の課税非課税区分と計算方法

費用項目	課税・非課税区分	消費税額の計算方法
売上高（百万円）	課税（標準、軽減）、非課税を産業により判別し消費税額を算出	・ 課税売上高（＝国内売上高）＝「売上高」－「うち、モノの直接輸出額」 ・ 「課税売上高にかかる消費税額」＝課税売上高×税率
売上原価（百万円）	課税（標準）ただし、「労務費」を除く	・ 仕入れ控除額（売上原価分）＝「売上原価」－「うち、労務費」 ・ 「仕入れにかかる消費税額（売上原価分）」＝仕入れ控除額（売上原価分）×税率
うち、商品仕入原価・材料費	課税	商品仕入原価・材料費×税率
うち、労務費	非課税	－
うち、外注費	課税	外注費×税率
うち、減価償却費	課税	減価償却費×税率
売上総利益（百万円）	「売上高」－「売上原価」により算出	－
販売費及び一般管理費（百万円）	課税（標準）ただし、「人件費」、「租税公課」を除く	・ 仕入控除額（販売費及び一般管理費）＝「販売費及び一般管理費」－「うち、人件費」－「うち、租税公課」 ・ 「仕入れにかかる消費税額（販売費及び一般管理費）」＝仕入控除額（販売費及び一般管理費）×税率
うち、人件費	非課税	－
うち、地代家賃	課税（標準）	地代家賃×税率
うち、運賃荷造費	課税（標準）	運賃荷造費×税率
うち、広告宣伝費	課税（標準）	広告宣伝費×税率
うち、交際費	課税（標準）	交際費×税率
うち、減価償却費	課税（標準）	減価償却費×税率
うち、租税公課	非課税、売上総利益の消費税増分を加算	・ 消費税納税額＝「課税売上高にかかる消費税額」－「仕入れにかかる消費税額」－「投資控除にかかる消費税額（注1）」 ・ 「消費税納税額」は「租税公課」に加える。

営業利益（百万円）	「売上総利益」－ 「販売費及び一般 管理費」により算出	－
営業外損益（百万円）	課税	営業外損益×税率
うち、支払利息・割引料	非課税	－
経常利益（経常損失）（百万円）	「営業利益」＋「営 業外収益」－「営業 外費用」により算出	－
能力開発費（従業員教育費）【特 掲】（百万円）	課税	能力開発費（従業員教育費）×税率
付加価値額（百万円）	「（注 2）」より算 出	－

（注 1）「投資控除にかかる消費税額」＝（「有形固定資産の当期取得額」＋「無形固定資産の当期取得額」）×税率

（注 2）付加価値額＝（売上原価のうち労務費、減価償却費）＋（販売費及び一般管理費のうち人件費、地代家賃、減価償却費、租税公課）＋（営業外費用のうち支払利息・割引料）＋経常利益＋能力開発費（従業員教育費）

最後に、「消費税込みと回答した調査票」と消費税を含む処理をした「消費税抜きと回答した調査票」を合算した。

以上